

川内村空き家バンク登録促進等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家・空き地バンクの登録の促進及び登録された物件の流通の促進により村内への移住及び定住の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、空き家バンクの登録の促進に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、川内村補助金等交付規則（平成13年川内村規則第1号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 川内村空き家・空き地バンク実施要綱（平成30年川内村要綱第2号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 登録空き家等 空き家・空き地バンクに登録されている空き家をいう（購入者又は賃借者が居住を開始したことにより、空き家・空き地バンクに登録されている空き家でなくなった家屋を含む。）。
- (3) 物件登録者 空き家バンク要綱第3条第5項の規定による通知を受けた者をいう。
- (4) 購入者 登録空き家を購入する者をいう。
- (5) 賃借者 登録空き家を賃借する者をいう。
- (6) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (7) 空き家バンク登録促進等事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 登録促進事業 空き家バンク要綱の規定に基づき空き家バンクに登録するため、事業者に行わせる空き家の清掃及び仏壇、家具その他居住に当たり支障となる物（以下「家財道具等」という。）の処分（処分に係る運搬を含む。以下「処分等」という。）を実施する事業
 - イ 売買成約促進事業 売買契約に基づく登録空き家の購入並びに不動産登記を実施する事業
 - ウ 賃貸成約促進事業 賃貸借契約に基づく登録空き家の賃貸借を実施する事業

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 所有者等で、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 空き家バンク要綱第3条第1項の規定により空き家に関する情報の登録を申し込む者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - ウ 市町村民税、固定資産税又は軽自動車税（以下「村税」という。）に未納がないこと。
- (2) 購入者及び賃借者であって、前号イ及びウに掲げる要件を満たすもので、かつ、物件登録者と購入者又は賃借者が3親等内の親族でないこと。
- (3) 賃借者であって、賃貸成約促進事業による補助金の交付を受けた日から起算

して5年以内の転居による申請でないこと。

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 第3条第1号の交付対象者が実施する登録促進事業
- (2) 第3条第2号の交付対象者が実施する売買成約促進事業
- (3) 第3条第2号及び第3号の交付対象者が実施する賃貸借成約促進事業

(対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について国若しくは県の補助金等又はこの要綱による補助金以外の村の補助金等（以下この項において「国等の補助金等」という。）の交付を受けるときは、当該国等の補助金等の対象となる経費については、前項の規定による対象経費から控除するものとする。

3 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(重複支給の禁止)

第6条 この要綱の規定に基づく補助金の交付の決定を受けて補助事業を実施した家屋については、次に掲げる場合を除き、重ねてこの要綱の規定に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 当該家屋について登録促進事業の補助金の交付を受けた場合において、売買成約促進事業の補助金の交付を受けようとするとき。
- (2) 当該家屋について、賃貸借成約促進事業の補助金の交付を受けた場合において、売買成約促進事業の補助金の交付を受けようとするとき。

(補助金の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）川内村空き家バンク登録促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）別表第2の表に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

2 売買成約促進事業に係る補助金の交付の申請を行うことができる期間は、登録空き家の売買契約を締結してから1年を経過するまでの期間とする。

(交付の決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、川内村空き家バンク登録促進等事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金申請内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、変更の理由が生じた日から起算して14日以内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して村長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 川内村空き家バンク登録促進等事業補助金変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 川内村空き家バンク登録促進等事業補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）

2 村長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し補助金の交付の可否を決定し、川内村空き家バンク登録促進等事業補助金変更(中止・廃止)

交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに川内村空き家バンク登録促進等事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる事業区分に応じ、別表第3に定める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の確定）

第11条 村長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川内村空き家バンク登録促進等事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、川内村空き家バンク登録促進等事業補助金交付請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 自らの責めに帰すべき事情により事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は村長の指示に従わないとき。
- (4) 補助事業（登録促進事業に限る。）に係る家屋が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に登録物件を取り壊し、又は空き家台帳の登録を抹消されたとき。
- (5) 補助事業（売買成約促進事業に限る。）に係る購入者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に村外へ転出したとき。
- (6) 補助事業（賃貸借成約促進事業に限る。）に係る賃借者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに川内村空き家バンク登録促進等事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、川内村空き家バンク登録促進等事業補助金返還請求書（様式第11号）による村長の請求に応じ、次の各号に定める補助金を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年未満のとき 補助金の全額
- (2) 1年以上3年未満のとき 補助金の額の10分の5の額
- (3) 3年以上5年以内のとき 補助金の額の10分の1の額
- (4) 偽りやその他不正の手段により交付をうけたとき 補助金の全額

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業区分	対象経費	補助率
登録促進事業	空き家の清掃（家屋内に限る。）及び家財道具等の処分等に要する経費。ただし、宗教的活動に係る行事に要する経費は除く。	対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内とし、10 万円を限度とする。 （同一の登録物件に対し 1 回限り。）
売買成約促進事業	登録空き家の売買契約締結の仲介手数料及び登記にかかる経費	対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内とし、15 万円を限度とする。
賃貸借成約促進事業	登録空き家の賃貸借契約の締結の仲介手数料	対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内とし、5 万円を限度とする。

備考 他の法令等の規定に基づき補助を受けている場合は、当該補助を受けた額を補助対象経費から控除する。

別表第 2

共 通	ア 村税の納付証明書 イ その他村長が必要と認める書類
登録促進事業	ア 清掃及び処分等に係る経費の明細書及び見積書の写し イ 清掃及び処分等を行う前の写真 ウ 空き家バンク登録申込誓約書（様式第 3 号）
売買成約促進事業	ア 売買成約に係る仲介手数料の明細書及び見積書の写し イ 売買契約書の写し ウ 不動産登記をする場合は、それに要する費用の明細書及び見積書の写し エ 購入者及び同居する者に係る住民票の写し
賃貸借成約促進事業	ア 仲介手数料の明細書及び見積書の写し イ 賃貸借契約書の写し ウ 賃借者及び同居する者に係る住民票の写し

別表第 3

共 通	アその他村長が必要と認める書類
登録促進事業	ア清掃及び処分等に係る経費の明細書及び領収書の写し イ清掃及び処分等に係る作業中及び作業後の写真
売買成約促進事業	ア 売買契約に係る仲介手数料の明細書及び領収書の写し イ 不動産登記をした場合は、不動産登記に係る手数料、委託料等の明細書及び領収書の写し

	ウ 補助事業に係る家屋及びその敷地に係る登記事項証明書 エ 購入者及び同居する者に係る転居又は転入した後の住民票の 写し
賃貸借成約促進 事業	ア 賃貸借契約に係る仲介手数料の領収書の写し イ 賃貸借契約書の写し ウ 賃借者及び同居する者に係る転居又は転入した後の住民票の 写し